

2. カナダ・トロントにおける 死後画像診断の現状

奥田 貴久 メリーランド大学医学部法病理学講座

近年、北米では死後画像診断の有用性が認識され、すでに死後画像診断専用のCT装置が設置されている米国のメリーランド州、ニューメキシコ州、デラウェア州のドーバー空軍基地の各検視施設では死因究明に活用している¹⁾。今回筆者は、カナダ・オンタリオ州トロントに新設されたオンタリオ州トロント管轄地区検視局 (Ontario Forensic Pathology Service/Office of the Chief Coroner) (図1) を訪問する機会を得たので、当施設における死後画像診断の運用の現状と将来展望を報告する。

オンタリオ州トロントの概要

オンタリオ州はカナダ中東部に位置する(図2)。北は北極海につながるハドソン湾に、南は五大湖のオンタリオ湖、エリー湖、ヒューロン湖、スベリオル湖に面し、カナダ国内では最も南に位置する地方を含む。人口(2014年現在)は1367.8万人、陸地面積は91万7741km²で、わが国の総面積(37万7930km²)の2.4倍に当たる。州都はトロントで、都市圏人口590万人を有する。北米ではニューヨーク、ロサンゼルス、シカゴに次ぐ4番目の大都市であり、カナダの金融、経済、文化の中心地である。気候は1年を通して四季をはっきりと感ずることができる。夏は暑く湿度があり、冬は日中の気温が氷点下を下回る寒さで、春・秋は一般に穏やかで涼しい。人口構成(2011年現在)は白人50.2%、東アジア系12.7%(うち日本人0.5%)、南アジア系12.5%、黒人8.5%、東南アジア系7.0%と多彩である。犯罪発生率は低く、街は清潔で人々の生活水準が高いため、世界で住みやすい都市の一つとして高く評価されている。

オンタリオ州の死体検案・剖検制度

オンタリオ州では coroner 制度(57～61頁参照)を採用している。coroner 制度では、選挙により選出されたチーフコ

ロナー (Chief Coroner : CC) が、任命された地域のすべての死体に関する最終責任者となり、あらゆる権限と責任を負う。coroner 制度を採用する多くの国・州・地域において、チーフ coroner は法律家や元政治家であることが多い^{2), 3)} が、オンタリオ州ではチーフ coroner は医師でなければならない。チーフ coroner の職務を同僚の Regional Supervising Coroner (RSC : 地域監督 coroner*)、地区の Investigating Coroner (IC : 捜査担当 coroner*)、法医病理専門医の Forensic Pathology Coroner (FPC : 解剖担当 coroner*) が支える (*は筆者訳)。地域監督 coroner は、オンタリオ州トロント管轄地区検視局に常勤する死体検案専門の医師である。捜査担当 coroner は地域医療を担う臨床医であり、検案活動はパートタイムで行っている。法医病理専門医は coroner の資格を併せ持ち、すべての解剖と殺人事件の死体検案を行う。

オンタリオ州の死体検案制度の詳細は省略するが、一般的には警察が異状死体を認知すると、まず捜査担当 coroner に現場への出動を依頼する。捜査担当 coroner は死体検案を行い、明らかな病死であればその場で検案書を発行する。明らかな殺人事件であれば解剖担当 coroner が現場に急行し、業務が引き継がれる。それ以外は地域監督 coroner と連絡を取り、解剖が必要か確認する。解剖が不要な場合は捜査担当 coroner が通常通り検案書を発行するが、解剖が必要な場合は遺体を管轄の地区検視局